

◎新潟県選挙管理委員会告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和3年9月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

37,579

2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

334,864

3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	20,626
新潟市東区	38,326
新潟市中央区	49,619
新潟市江南区	19,125
新潟市秋葉区	21,555
新潟市南区	12,494
新潟市西区	43,902
新潟市西蒲区	15,975
長岡市三島郡	76,112
上越市	53,065
三条市	27,118
柏崎市刈羽郡	24,466
新発田市北蒲原郡	30,940
小千谷市	9,799
加茂市南蒲原郡	10,910
十日町市中魚沼郡	17,239
見附市	11,327
村上市岩船郡	18,445
燕市西蒲原郡	24,545
糸魚川市	11,854
妙高市	8,915
五泉市東蒲原郡	17,074
阿賀野市	11,784
佐渡市	15,288
魚沼市	10,007
南魚沼市南魚沼郡	17,687
胎内市	8,116